

区民の皆様へ

西成区社会福祉協議会 車いす貸し出し事業について

平素は西成区社会福祉協議会の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本会では、車いすの貸し出し事業を実施しておりますが近年、貸し出しを希望される区民の方が多く、限られた台数での貸し出しとなっております。貸し出し要件を以下のとおりとさせていただきます。ご不便をお掛けしますがご協力よろしくお願ひいたします。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 貸し出し対象 | 利用者が西成区在住者であり、けが等の理由で短期間の車いす利用を必要とするもの。
※特別な理由がある場合は、お電話で事前にお問い合わせください。 |
| 2. 貸し出し期間 | 必要最低限の期間で返却されるものとして、1ヶ月を貸し出しの上限とする。1ヶ月以上の利用が見込まれる場合は、本会の車いす貸し出し事業での貸し出しあげないものとする。 |
| 3. 貸し出し料金 | 無料 |
| 4. その他 | 車いすの貸し出しについては、一度返却し、返却当日借りなおす等の頻回での利用が出来ませんので、ご了承ください。 |

上記内容については、令和7年4月1日より適用させていただいております。

大阪市西成区社会福祉協議会
電話06-6656-0080